

議案第20号

磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正  
する条例の制定について

磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を  
別紙のように制定するものとする。

令和5年2月15日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年磐田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条中「介護時間」の次に「、子育て部分休業」を加える。

第16条の2第3項を次のように改める。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第16条の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休業)

第16条の3 子育て部分休業は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子の養育をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1) 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

2 子育て部分休業の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第16条第3項の規定は、子育て部分休業について準用する。

第18条の見出し中「病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間」を「病気休暇等」に改め、同条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休業」に改める。

(磐田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 磐田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年磐田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、

「による介護時間」の次に「又は勤務時間条例第16条の3第1項の規定による子育て部分休業」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間及び当該子育て部分休業」に改める。

(磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年磐田市条例第225号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間」に改め、同項中「につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」の次に「又は子育て部分休業(当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者若しくは同条第2項に規定する障害児である子で満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

(磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年磐田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間」に改め、同項中「につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」の次に「又は子育て部分休業(当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者若しくは同条第2項に規定する障害児である子で満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを

養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(休暇の種類) 第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間_____及び組合休暇とする。</p> <p>(介護時間) 第16条の2 略 2 略 3 <u>介護時間については、磐田市職員の給与に関する条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認) 第18条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間_____については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>(休暇の種類) 第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、<u>子育て部分休業</u>及び組合休暇とする。</p> <p>(介護時間) 第16条の2 略 2 略 3 <u>前条第3項の規定は、介護時間について準用する。</u></p> <hr/> <p>(子育て部分休業) <u>第16条の3 子育て部分休業は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子の養育をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> <u>(1) 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> <u>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</u> 2 <u>子育て部分休業の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> 3 <u>第16条第3項の規定は、子育て部分休業について準用する。</u></p> <p>(病気休暇等_____の承認) 第18条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、<u>介護時間及び子育て部分休業</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>

磐田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 勤務時間条例第15条の規定による特別休暇（生後1年に達しない生児を育てる職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間_____の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 勤務時間条例第15条の規定による特別休暇（生後1年に達しない生児を育てる職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）<u>、勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項の規定による子育て部分休業の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、当該介護時間及び当該子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>3 略</p>

磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案
<p>(給与の減額)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が、55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）第2条の定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が、55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）第2条の定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営</p>

むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休業（当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者若しくは同条第2項に規定する障害児である子で満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案
<p>(給与の減額)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が、55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）第2条の定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が、55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）第2条の定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）<u>、介護</u></p>

